

生活環境部

福祉環境委員会 【議案関係資料】

11月26日提出

【目次】

予算関係

なし

議案関係

県 民 生 活 課	秋田県一般旅券発給等手数料徴収条例の一部を改正する条例案について	・・・ 3
-----------	----------------------------------	-------

秋田県一般旅券発給等手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

県民生活課

1 改正理由

旅券法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第228号）の施行により、電子情報処理組織を使用して行う一般旅券の発給の申請に係る手数料の額を定める等の必要がある。

2 改正内容

一般旅券の発給の申請をする者から徴収する手数料の額を次のとおりとする。（第2条関係）

- (1) 書面による申請 1件につき2,300円
（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合（旅券の発行後6か月以内に受領せず、その効力を失った場合で、その後5年以内に再度旅券の発給を申請した場合）には、4,300円）
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法（マイナンバーカードを用いて、マイナポータル上で申請）による申請 1件につき1,900円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、3,900円）

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和7年3月24日から施行する。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。

【参考 1】

令和 7 年 3 月 2 4 日からの手数料の額

(単位：円)

		国分手数料	県分手数料		合計額	
			(現行)	改正後	(現行)	改正後
1 0 年有効旅券	書面申請	14, 000	2, 000	2, 300	16, 000	16, 300
	電子申請			1, 900		15, 900
5 年有効旅券	書面申請	9, 000	2, 000	2, 300	11, 000	11, 300
	電子申請			1, 900		10, 900
5 年有効旅券 (1 2 歳未満)	書面申請	4, 000	2, 000	2, 300	6, 000	6, 300
	電子申請			1, 900		5, 900

(旅券法第20条第 2 項の適用を受ける場合の手数料の額)

(単位：円)

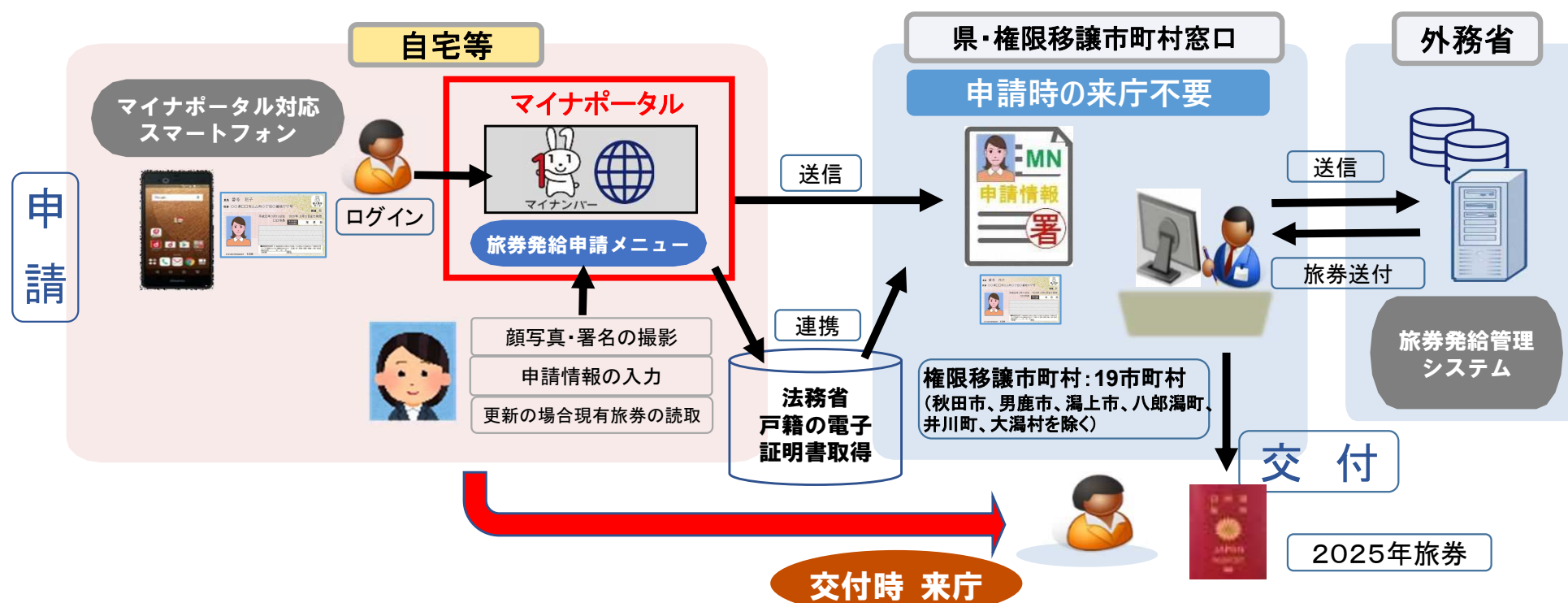
		国分手数料	県分手数料		合計額	
			(現行)	改正後	(現行)	改正後
1 0 年有効旅券	書面申請	18, 000	4, 000	4, 300	22, 000	22, 300
	電子申請			3, 900		21, 900
5 年有効旅券	書面申請	13, 000	4, 000	4, 300	17, 000	17, 300
	電子申請			3, 900		16, 900
5 年有効旅券 (1 2 歳未満)	書面申請	8, 000	4, 000	4, 300	12, 000	12, 300
	電子申請			3, 900		11, 900

【参考2】旅券（パスポート）の利便性向上と偽変造対策強化の取組について

○ 旅券の発給申請時の利便性向上や偽変造対策強化のため、令和7年3月24日から次の取組を全国一律に実施。

- ・ これまで更新申請のみとしていた電子申請の対象を新規申請にも拡大
- ・ 電子申請の場合、戸籍情報が法務省のシステムと連携されるため、戸籍謄本の提出を省略
- ・ 電子申請の場合、手数料のクレジットカード払いが可能
- ・ 身分事項ページ(顔写真印刷ページ)にプラスチック基材を用いた「2025年旅券」発給を開始

＜電子申請の基本的な流れ＞



秋田県一般旅券発給等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(手数料の額) 第二条 手数料の額は、次のとおりとする。 一 前条第一号から第三号までの処分に係る手数料 一件につき 二千三百円 (旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、四千三百円)。ただし、電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により当該処分の申請をする場合にあつては、千九百円(旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、三千九百円)とする。 二 略	(手数料の額) 第二条 手数料の額は、次のとおりとする。 一 前条第一号から第三号までの処分に係る手数料 一件につき 二千円 (旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、四千円) 二 略